

公立大学法人新潟県立大学授業料の減免申請手続等に関する規程

(平成 21 年 4 月 1 日規程第 57 号)

改正 平成 22 年 4 月 1 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 2 月 17 日

改正 平成 27 年 9 月 29 日

改正 令和 2 年 1 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学生の継続的な修学を図るため、新潟県立大学学則第 63 条及び新潟県立大学大学院学則第 37 条の規定に基づき、授業料の減免の申請その他の手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第 2 条 学部生は次の第 3 号、第 4 号に該当する者、大学院生は次の各号いずれかに該当する者に対して授業料を減免することができる。

- (1)生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者の世帯に属する者
- (2)地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規程による市町村民税（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者
- (3)天災その他特別の事情により、市町村民税の全額免除を受けた者の世帯に属する者
- (4)前 3 号に掲げる場合のほか、特に授業料を免除する必要があると認められる者（授業料減免を申請できない者）

第 3 条 最短修業年限を超えた者は、減免の対象者としない。

2 前項に関わらず、次のいずれかに該当する者は、修業年限を超えた者でも授業料減免の対象とする。

- (1) 病気
- (2) 学則第 57 条第 1 項及び第 2 項に規定する留学
- (3) その他学長が認めた場合

(授業料減免の額)

第 4 条 第 2 条の規定により受けることのできる減免は、当該学期分の授業料の全部又は半額とする。

2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）により授業料の一部減免を受けられる者は、当該学期分の授業料（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年施行令第 49 号）第 2 条第 1 項に規定された額を控除した額）の全部又は半額とする。

(授業料減免の申請)

第 5 条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書（別記第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、前期分の授業料に関わるものについては 4 月 30 日、後期分の授業料に関わるものについては 10 月 31 日までに学長に申請し

なければならない。

- (1) 家庭状況調書（別記第2号様式）
- (2) 市区町村の発行する世帯内の納税義務者全員の当該年度分の市町村民税課税証明書

但し、前期申請時には前年度分の市町村民税課税証明書

- (3) 第2条第1号に該当する場合は、福祉事務所長が発行する被保護世帯であることを証明する書類
- (4) 第2条第3号に該当する場合は、市町村民税減免通知書の写
- (5) その他学長が必要と認める書類

但し、前年後期に市町村民税課税証明書を提出した者については、翌年前期申請時には市町村民税課税証明書を提出不要とする。

（減免の決定）

第6条 学長は、第5条の規定による授業料減免申請の内容を審査し、減免の承認または不承認の決定を行い、その旨を申請者に通知（別記第3号様式または別記第4号様式）するものとする。

（減免の取消し）

第7条 学長は、減免を受けている者が虚偽の事実を記載して申請したことが判明した場合は、減免の決定を取消し、授業料を直ちに徴収するものとする。

（委任）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、公立大学法人新潟県立大学定款附則第2項の規定により県立新潟女子短期大学が廃止されるまでの間は、県立新潟女子短期大学について準用する。  
この場合において、第1条中「新潟県立大学学則」とあるのは「県立新潟女子短期大学学則」と、「第63条」とあるのは「第31条」と読み替えるものとする。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。